

明和町指令（住）第1358号

一般廃棄物処理業許可書

住 所 群馬県館林市上三林町乙1592番地 1

氏 名 株式会社新栄造園

代表取締役 石川 吉治

令和6年9月20日付申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び明和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可する。

令和6年9月26日

明和町長 富塚 基輔



記

営業所の所在地	群馬県館林市上三林町乙1592番地 1
営業所の名称	株式会社新栄造園
廃棄物の種類	枝、幹、大径木、根、芝、草、葉、竹、竹根
収集運搬の区域	明和町の全域とする
収集運搬及び処分の別	収集運搬
許可の期間	令和6年11月1日～令和8年10月31日
条件	裏面の遵守事項を厳守すること

1. 遵守事項

- (1) 許可業者は、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従うほか関係法令等を厳守すること。
- (2) 許可業者は、常に誠実、親切かつ迅速に業務を遂行し、住民及び事業者の信頼を得るよう努めるとともに、明和町の環境衛生の向上に資するものとする。
- (3) 館林衛生施設組合のごみ処理施設に搬入する際は、それぞれの市・町のごみを混載することなく館林市、板倉町及び明和町のごみ別に搬入すること。

2. 報告

- (1) 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬並びに処分の業務の実績について、毎月一般廃棄物収集運搬実績報告書を作成し、翌月10日までに町長に報告するものとする。